市の発展をはばむ三問題
ボロを出した會社
会社の利益を守る保守市議

いま大牟田市の発展をはばむ三つの事件が市民の前に姿をあらわしている。諏訪川の市水道用、市の下水道事業、明治町を中心とする鉱害の三つである。そしてこれらの三つとも三井鉱山と不可分の関係にあり、問題が明るみに出るにつれて資本家特有の悪らつさがつぎつぎと正体をさらけ出してきた。ところが市民の利益代表者であるはずの市議（保守）が、市民の利益擁護とは別に、資本家の走狗と化し、三井の利益を守るために奔走している実状である。以下問題の三件を解明してみよう。

赤信号の市水道

現在、大牟田の市水道は一日計画水量三万立方米、うち二万立方米を荒尾市満里から、残りの一万立方米を三井鉱山の菊池川用水からの分水に頼っている。だが、満里の源水井は比較的距離が遠いのと老朽化し将来性に乏しく、また菊池川は分水価格が一立方米当り約九円で公共事業源水としては高すぎる現状である。

大牟田市の使用水量は三十二年度の最大時に一日二九、六二二立方米をしめし、余力がほとんどないありさまで、さらに現在施行の第五次事業拡張工事で一日約六、〇〇〇立方米の増加を必要とし、あたらしく水源を求めるとすれば諏訪川以外にはみあたらない現状である。こういう悪条件にくわえて市街の地下石炭の採掘による鉱害のため、維持費がかさみ、窮状の一途をたどり昭和三十二年度には最悪の状態になった。これにたいする水道料金の改訂は、三井鉱山の水道料金との格差、市民生活への影響などの関係で、きわめて困難な事情におかれているのである。

諏訪川なら安くつく

大牟田市三十二年度の水道会計の決算をみると、菊池川分水（三井鉱山より買受水）は原価八円九十七銭（一立方米）で、家庭に給水するまでの経費を合計すると、二十八円九十七銭になる。満里地下水源は十六円七十九銭、平均すると十七円九十六銭になっている。各家庭の定額料金は百五十円（十立方米）からみて運営困難な状態になっている。

一方、三井鉱山の水道事業は附属的なものだが、諏訪川を独占しているので経費が安く、十一円九十五銭（一立方米）である。

手近かにある諏訪川の水を分水すれば市民のためにも水道料金を高くせずにすむが、ところが議会内では新政会（保守）三交クラブ（会社）は残余の水があれば大牟田市で使用するようにしたいと発言しており、市民生活の安定をばかり市政発展につくすどころか、三井鉱山にまず優先的に利用させ、市民を第二義にとりあつかっている。保守派のいう余剰水の利用では、市の配水計画はたてられない実状である。

奇怪な保守議員ら

昨年から数回にわたって厚生省に市水道事業の実態を市当局は訴えていたが、この結果二月に厚生省の係官が来牟、県土木部長あてに「諏訪川の取水が適当」だと依頼してきており、市議会の建設委員会でも県への要請を満場一致決定している。このあと県側の実地調査もあり、全員協議会では諏訪川の水利権確保について協議したところ、新政会、三交クラブ議員はあいかわらず会社優先主義を主張して対立している。

なお、荒尾市満里地区からは市水道局にたいし四月八日に正式に被害申入れがあった。要求額は五千六百万円である。

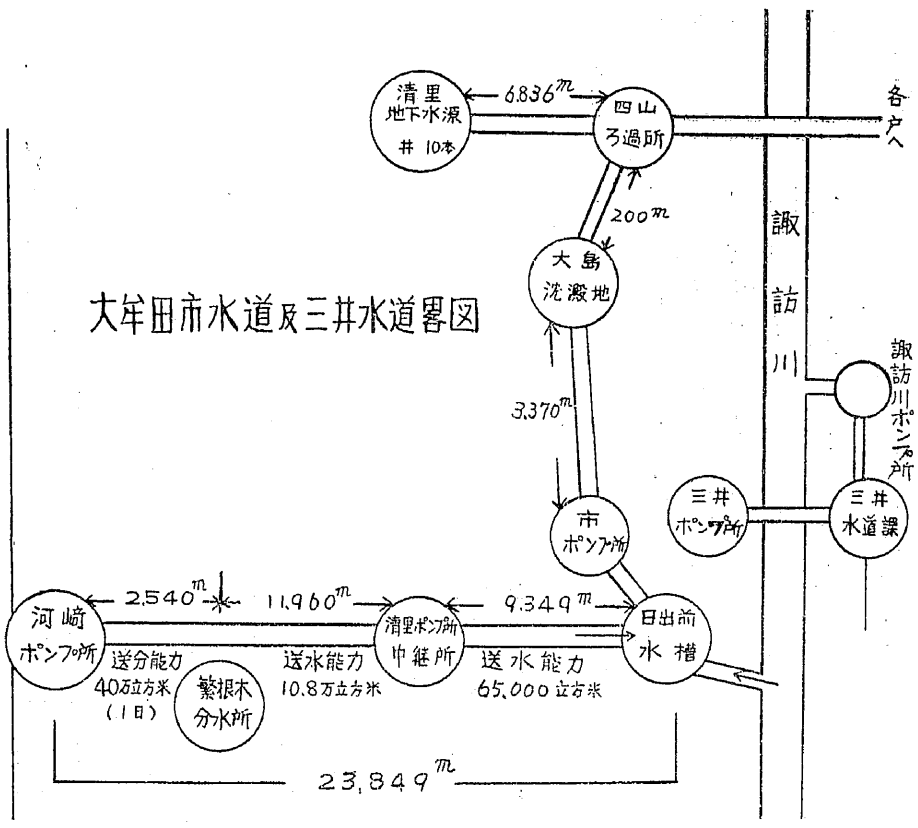

戦時の乱掘が原因
悪臭放つ市の下水道

大牟田の下水道は昭和十二年計画に着手したが、支那事変、太平洋戦争で中止し、戦後の都市計画のため、再検討がせまられた。だが鉱害によって市街地の地盤沈下がいちじるしくなっている。満潮位が市街地地盤よりはるかに高いため、雨水、汚水の排除はまったく困難な状態であるという。

とくに、近年急激な市の発展と人口増加によって、用水路は停滞悪化し、夏になるとこの停滞した汚水は悪臭を発散して、蚊、ハエの発生源となっている。一たび降雨ともなると雨水とともにハンランし、人家に侵入するなど、被害は大きくまた保健衛生上からも非常に心配されている。これとともに都市の発展についていけない下水道の遅延は、いきおい尿の処理についても大きな懸案となっている現状である。

この事業は昭和三十二年度より四十五年度までの十五カ年計画で、昭和三十二年度約一分、三十三年度約三分、三十四年度—四十一年度まで毎年七分、四十二年度—四十五年度まで毎年八分となっている。工事費は約九億八千六百万円うち一般市費三億二千五百四十九万円、国庫補助金二億六千四百一万円、借入金（起債一億五千万円）受益者負担金二億四千六百五十万円を計画し、三十一年十二月議会で決定した。

受益者負担金

三十二年度より実施中であるが、とくに問題点は受益者負担金である。受益者の対象になるのは排水区域内の地主および土地借地権者ならびに三井鉱山である。

この受益者負担金は、下水道計画によって一定地域内の土地利用度合が高くなり、公用価もが上昇するために一定地域内の所有者および借地権者が、特定の利益になるため対象になるものである。また三井鉱山では、石炭採掘によって地盤の沈下により上水道計画を必要にさせた責任と、鉱業法にいう完全な公用回復がされていないしさらに、現在の浜田町ポンプ所の電力費負担金が「ディゼル」に切かえるために、負担金が減少するなどにより対象になるが、現在なお三井鉱山の負担金については調査検討中である。

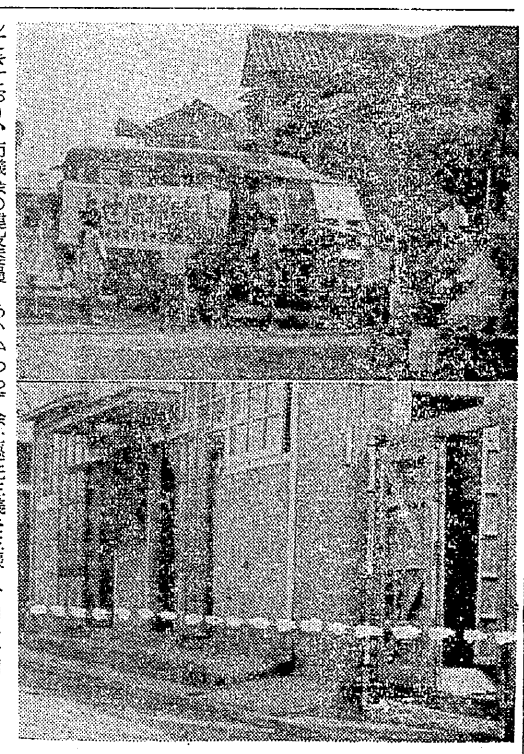

【写真】上、水害補償せよと立上った水対委　下、水害当時は点線の所まで浸水した。

一方的に交渉打切
明治校区の水害は天災？

八月十三日夜来の豪雨によって、市内一部に大きな被害をもたらしたことは、すでにご承知の通りですが、とくに明治校区の被害は甚大で、大黒町ポンプの故障などが原因して手痛い被害を蒙った。

地元側では水害後ただちに水害対策委員会をつくって三井鉱山と話合いをおこなった。現地での話合いでは、こんどの水害は、鉱害によるものが原因していると会社側も認めたにもかかわらず、二回、三回と交渉をもつうちに前言をひるがえして、現地での善約を反古しようとかかっており、地元民の憤激をかっている。

デタラメな数字

会社はさいごまで水害の原因は異常降雨だと主張しつづけ、交渉を一挙に打切る暴挙に出てきたわけだが、会社の説明する資料はまったく一方的なものであるといわれ十四日当日の雨量さえ、市当局が発表した三百六十二、八粍よりはるかに下廻る数字を勝手につくって発表するというやり方であった。水害対策委員会では「感情的になっている」「はげしすぎる」などと一部地元の批判についても検討し会社側の不誠意な出方によって生じたものではあるが、内部にも問題があると率直に反省して、そのどの交渉（三回目より）は誠服な気持で条理をつくすことを申しあわせたが、八月二十九日は大雨注意報がでたことを理由に、会社は交渉に出席せず、九月一日の第三回交渉では、会社が「異常降雨によるものであり、会社には一切の責任なし」と主張する根拠となる数字的資料を検討して、会社主張と資料との矛盾を質したところ、会社は回答できないまま、交渉は九月十日にもちこされた。

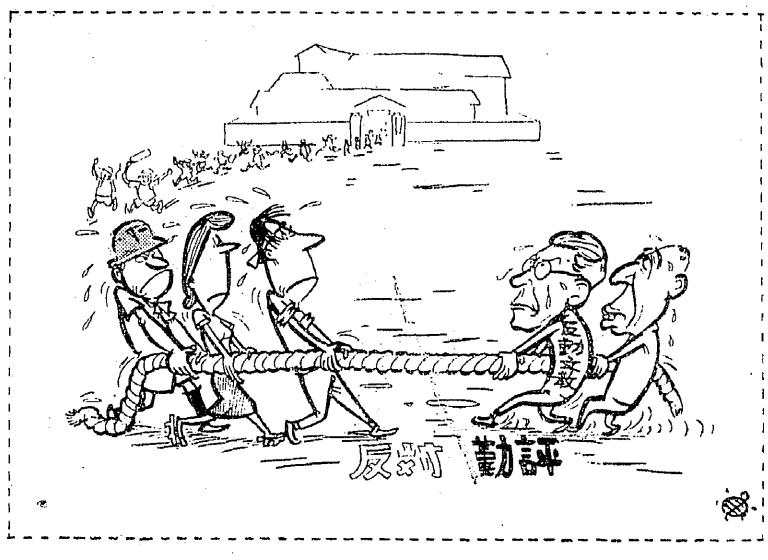

現地回答は反古

この日の第四回交渉では、会社はその質問には十分回答しないままさらに「会社はこれほど誠意をもって交渉に応じてきたし、会社に法的責任がないことについて技術的にも数字的にもいろいろと説明してきたが納得されない。これ以上論議をたたかわせるのは無駄であるから、交渉はこれで打切る。じ後においては法的第三者の調査には答える」と宣言し、地元委員の再三再四にわたる交渉続行の懇請も頑としてはねのけ、一方的に退場した。これで八月十四日の水害以来の補償交渉は中絶に追いやられたのであり、現地で会社が回答した確約も反古にされたとみるよりほかはない。

水害対策委員会としては、これまでの交渉一本やりの戦術から、多面的な戦術への転換をはかるよう協議中である。

なお、明治校区のほか不知火、白川、笹林、上宮校区も相当の被害をうけ市当局、議会に陳情している。とくに被害のもっとも大きかった地区は、ほとんど三井鉱山の石炭採掘による鉱害地域であり、現在三井鉱山の排水ポンプによって排出されているところであり、当時、強雨による落雷と排水ポンプ故障による数時間の運転不能などが、もっとも大きな原因とおもわれている。

ときの焦点

▽…七月十七日いらいつづけられている王子製紙ストの争点は会社が労働協約の大巾な改悪を組合におしつけてきたことにあった。その改悪案の骨子は(1)ユニオン・ショップ制の廃止、(2)就業時間中の組合活動の制限、(3)組合費をのぞく組合関係徴収費のチェック・オフ廃止、(4)ストを実施する際はその都度四十八時間前に予告する。の四点だが、これが組合の弱体化をねらったものであることはいうまでもない。

協約闘争の問題點

▽…ところでいま、この王子製紙のように、組合を弱めるネライで、協約を改悪したりまたは無視したりする動きがかなり強くなっている。たとえばおなじ紙パ産業のなかでも、北越製紙や富士製紙合板では、協約改訂期をねらって、会社は全面的な改悪をもくろんだ。国策パルプではすでに昨年から、組合費のチェック・オフを廃止されてしまった。他産業の場合にも、協約の改訂期に会社が日経連の基準案そのままの改悪案をおしつけてくることは、もうあたりまえのことになってさえいる。

▽…しかしながら協約にたいする資本家の攻撃として、もっとも特徴的なことは、ことさらに協約の文面を改悪するようなことはしないで、むしろ現にある協約を無視したり、または一方的な解釈で行動したりする動きである。たとえば石炭資本家たちはことしの春闘で、炭労の重点ストにたいするカンパ費のチェック・オフを拒否したが、これなど明らかに労働協約を無視するものだった。また砂川闘争で検挙されたことを理由として二名の組合役員を解雇した日本鋼管のやり方は、協約の文面をまったく一方的に解釈して、労働組合の正当な活動を大きく制限してしまおうとするものだった。こうしたたぐいの圧迫は、さいきんそれこそ数限りなくおきているが、すぐに効果をあらわす圧迫として、もっとも悪質なものといえるだろう。

▽…資本家たちの協約にたいする攻撃は、もちろん労働時間や休日など、労働条件にたいしても向けられているけれど、その重点はやはり組合の権利にたいするものであり、しかもそれは決してぐうぜんなことではない昨年の一月に政府は「団結権、団体行動権、団体交渉権に関する労働次官通達」なるものをだしたが、これは憲法と労組法で保障された組合の基本的権利のすべてについて、全面的な縮小と圧迫をしようとしたものであり、それ以後これが資本家陣営の旗印となった。国鉄の処分全逓、日教組への弾圧と処分、これらはみなこの旗印のもとに行われ、そうしていまや王子製紙をはじめとする民間労組にたいしても、同じような攻撃が加えられてきたものなのだ。

▽…これまで組合はいつぺん協約を結んでしまうと、その協約のきれる期限までは、あまり協約に関心をもってこなかったが、そうした協約闘争のしかたではもう資本家のサミダレ戦術に対抗できなくなっている。日常ふだんに組合の権利をまもりぬく闘い、これがこれからの協約闘争のバック・ボーンにならなければいけないだろう。